

葛飾区行政評価委員会評価対象事務事業一覧

【第一分科会】

No	事務事業名	所管課	性質区分
1	総合防災訓練	防災課	講座・育成
2	消費生活モニター	産業経済課	講座・育成
3	社会参加セミナー	高齢者支援課	講座・育成
4	広聴会（自治町会長連絡会・区民と区長との意見交換会実施事務）	広報課	広報・広聴
5	広報かつしか発行	広報課	広報・広聴
6	不法投棄防止対策	リサイクル清掃課	審査・許認可・指導・措置

【第二分科会】

No	事務事業名	所管課	性質区分
7	環境衛生普及・啓発	生活衛生課	講座・育成
8	かつしか教室	生涯学習課	講座・育成
9	少年の主張大会	地域教育課	講座・育成
10	C A P 講習会	指導室	講座・育成
11	オンラインサービス（ICTを活用した図書サービス）	中央図書館	広報・広聴
12	道路掘削工事指導調整	道路管理課	審査・許認可・指導・措置

【第一分科会】評価対象事務事業概要

No	事務事業名	担当課	事業概要
1	総合防災訓練	防災課	<p>・開始年度 昭和48年度、 例年実施時期 10月末～11月初旬</p> <p>・同時多発型災害に対応した、より実効性のある訓練を実施するため、学校避難所、防災活動拠点、地区内の広場など、災害時に救出や救護、情報交換などの場になる場所を訓練会場として実施する。</p> <p>・19地区から毎年地区を選出し順番で実施することにより、すべての防災市民組織が順次訓練に参加する。</p> <p>・医療救護所運営訓練などの機関訓練及び自治町会ごとの自主訓練等を実施する。</p>
2	消費生活モニター	産業経済課	<p>【概要】 モニターを通じて商品や区民の消費活動の実状を把握し適切な消費者行政を展開する。</p> <p>【活動内容】 4月1日現在において、区内在住及び満20歳以上の者を毎年3月の広報かつしかにて公募により40名以内で選出。モニターにアンケート調査・レポート提出・各種事業に参加しての意見の報告等により、消費者行政への協力を依頼する。また、モニター自らも研修会や自主学習によって「賢い消費者」としての意識向上を図ると共に、区民に対し学んだ成果を研修を通じて還元してもらう。</p> <p>【改善実績】 22年度から活動内容を見直し、従来必修であった量目調査(年5回)・専門講座出席(年4回)を任意とし、レポート提出(22年度年5回、23年度年4回)を必修とした。 モニター2年間終了者を対象とした自主学習生制度は廃止した。 研修内容としては、従来どおり展示室等でパネル展示を行ったほか、23年度は試験的に2年目のモニターによる自主企画講座(消費者講座を充当)を開催し、企画者・受講者ともに好評であった。</p>
3	社会参加セミナー	高齢者支援課	<p>【概要】 セミナー実施 シニアの方々を対象に、社会参加のきっかけ・仲間づくりや、「会社」から「地域」への活動基盤の転換をはかるための「入門編」と、各種のシニアボランティア養成など地域での活動に直結する内容の「活動編」等のセミナーを実施する。 自主グループの支援 セミナーで身に付けた知識や技術を、セミナー終了後も生かすための自主グループ作りを支援する。</p> <p>【手段】 セミナー実施 1回2時間を基本として、数回に分けて開催する。講座によっては、座学だけでなく発表会や体験活動等の実践も行う。 自主グループの支援 セミナー終了後の団体設立の支援、活動の場を確保するための情報提供などを行う。</p>

4	<p>広聴会（自治町 会長連絡会・区民 と区長との意見交 換会実施事務）</p>	<p>広報課</p>	<p>自治町会長連絡会・・・自治町会長を招き、区政に関する意見・要望等を聴いて、区政運営の参考とする。また、区長をはじめ区の幹部職員との意見交換により、区政の円滑な推進を図る。 【実施方法】 区内を3地域に分け、3日間開催する。 【出席者】 自治町会長、区長、副区長、教育長、部長級職員 【運営方法】 事前通告された質問事項に関する質疑ののち、自由な意見交換を行う。 【報告書作成】 会議の記録をまとめ、各自治町会へ配付</p> <p>区民と区長との意見交換会・・・区が直面する課題について、あらかじめテーマを定め、区長が直接区民の意見・要望を聴いて、区政運営の参考とする。 【実施方法】 区内を3地域に分け、3日間開催する。 【出席者】 区民、区長、副区長、教育長、関係部課長 【運営方法】 テーマを踏まえた事業説明（広報課長）ののち、自由な意見交換を行う。 【報告書作成】 会議の記録（要点筆記）をまとめ、各図書館・区民事務所等へ配付</p>
5	<p>広報かつしか発行</p>	<p>広報課</p>	<p>【掲載内容】 区の基本的な計画、施策の方針 各種講座、行事等の紹介 各種届出、申請、募集の案内 休日応急診療案内</p> <p>【発行形態】 タブロイド版2色(24回)、4色(12回) 発行は毎月5日・15日・25日(8頁、正月号のみ4ページ)36回 発行部数 - 227,550部(平成24年度予算) 視覚障害者向け テープ版: 毎号47本 点字版: 毎号23冊(平成24年度予算)</p> <p>【発行体制】 区職員 紙面の企画・編集・取材、各課との調整、校正 委託 印刷・配布</p>
6	<p>不法投棄防止対策</p>	<p>リサイクル 清掃課</p>	<p>【概要】 不法投棄の未然防止及び不法投棄物の早期発見・適正処理に資する各種不法投棄防止対策を講じることにより、区民の衛生的で安全な生活環境を維持する。</p> <p>【活動内容】 関係機関等と連携した防止対策を行うため、不法投棄対策連絡協議会等を設置。協力関係を確立している。 区職員による巡回及び、不法投棄防止協力員や郵便局職員からの通報体制の整備、夜間は民間警備会社に巡回を業務委託することにより、不法投棄の早期発見・未然防止に努めている。 不法投棄の多い集積所には、警告看板を設置、抑止効果により不法投棄の未然防止を図っている。 平成18年度からは、全国で一斉に実施している全国ごみ不法投棄監視ウィークの期間に夜間パトロールの増強を図ることと併せ、関係機関等への協力要請、区民へのPRを行い、不法投棄の未然防止を図っている。 平成24年度からは、区内に粗大ごみ持込みステーションを2か所設置し、粗大ごみを直接持ち込みする事により割安な料金で排出できる仕組みを構築し、粗大ごみの適正処理の環境整備を行っている。</p>

【第二分科会】評価対象事務事業概要

No	事務事業名	担当課	事業概要
7	環境衛生普及・啓発	生活衛生課	<p>【概要】 営業施設の衛生保持のため、営業者に対して衛生知識を普及する。 よりよい居住環境確保のため、区民に対して必要な衛生知識を普及する。 公共溝渠・雨水マスからの蚊の発生を防ぐ。</p> <p>【活動内容】 ・理容所、美容所、公衆浴場、プールなどの施設に対する衛生講習会の実施 ・貯水槽を使用する施設に対するの衛生管理指導 ・室内衛生対策としてダニ、カビ、室内有害物質の相談受付 ・衛生害虫の駆除相談受付・駆除器具の貸し出し ・蚊の駆除及び発生防除を目的とする、公共溝渠・雨水マスへの薬剤散布 ・ねずみの駆除方法についての相談受付、講習会の実施</p>
8	かつしか教室	生涯学習課	<p>内容:知的ハンディキャップのある方の社会教育の機会として、レクリエーション、スポーツ、料理、創作、音楽等の活動のほか、宿泊教室と日帰り旅行を実施。 会場:新小岩・柴又・水元学び交流館の3会場で実施。 回数:各会場5月～3月(原則月1回日曜日、主に午後3時間)、11回。合計33回。 参加者数:163人(平成23年度登録者) 指導者:会場ごとに年間プログラムを組み、常任講師7人がプログラム運営と参加者指導にあたっている(宿泊教室や日帰り旅行の際は、数人の特別講師・看護師を追加依頼)。 改善実績:平成21年度から、宿泊教室の会場を同一にし、効率化を図り、コストを削減した。 経緯:昭和44年度に「葛飾手をつなぐ親の会」から要望を受け、知的障害者の社会教育の機会として開始。その後、参加者の増加に対応し、現在の3会場へ増設(昭和60年度より2会場実施、平成2年度より3会場実施)。</p>
9	少年の主張大会	地域教育課	<p>青少年育成地区委員会と区教育委員会が共催し、明日の社会を担う少年の健全育成を図るため、小・中学生が自分の考えを主張としてまとめ、発表する機会を提供するために昭和60年度から「少年の主張大会」を実施している。 開催方法は、小学生の部は地区予選会を18会場で行い、各予選会場から1人(40人以上は2人)が本大会に出場する。中学生の部は地区予選会を2会場で行い、各予選会場から3人が本大会に出場する。 本大会は、小学生の部と中学生の部として実施し、それぞれ最優秀賞、優秀賞、入選の審査を行い、記念品を添えて表彰している。審査は、青少年育成地区委員会代表4人、小・中校長会代表2人、PTA連合会代表2人、区教育委員会職員2人で行っている。 また、本大会出場者の中から希望者を翌年に開催される「中学生の主張東京都大会」に推薦しており、そこでは毎年優秀な成績を収めている。</p>

【第二分科会】評価対象事務事業概要

No	事務事業名	担当課	事業概要
10	CAP講習会	指導室	<p>子どもたちがいじめ、誘拐・虐待・性暴力等のさまざまな暴力から、自分を守るための教育プログラム。希望する小・中学校で、児童・生徒への講習会及び大人対象の地域講演会を実施する。講師はNPO団体に依頼している。</p> <p>児童・生徒への講習会では、ロールプレイや話し合い等により対応方法等を学び、大人への講演会では、講習会の説明や子どもからの相談への対応や援助方法等を学ぶ。</p>
11	オンラインサービス（ICTを活用した図書サービス）	中央図書館	<p>【概要】 図書館のICT化に伴い、区民に図書館サービスを広く周知し、区民の効率的な図書館利用を実現するとともに、人件費などコスト削減を図るために実施する。</p> <p>【活動内容】 ・葛飾区立図書館のホームページを開設（平成16年1月10日付）。 ・平成16年1月にインターネットによる蔵書検索・予約を開始した。平成18年8月にホームページのリニューアルを行った。 ・レファレンス用としてインターネット利用可能なパソコンを導入している。 ・利用者が使用するインターネット利用可能なパソコンを平成19年度に6館（中央図書館1・地域図書館5）に導入した。 ・平成21年10月に、中央図書館に座席管理システムを導入した。 ・平成21年9月に図書館システムおよびホームページをリニューアルし、ICタグの全館導入、自動貸出機の導入をした。（地区図書館を除く）また、中央図書館に自動返却仕分機、予約棚（セルフ予約受取システム）を導入した。これに合わせ、メールアドレス登録者に返却期限のお知らせなどのメールサービスを、任意で選択可能とするなど、利用者の利便性を高めている。</p>
12	道路掘削工事指導調整	道路管理課	<p>企業者掘削工事等について、道路の持つ多様な機能のひとつにライフライン施設の収容空間としての役割がある。これら道路占用（地下埋設物）等に係る掘削工事については、埋戻し方法や舗装復旧方法の指導、競合工事等の調整を図ると共にその工事の履行を確認する業務である。</p> <p>自費工事及び沿道掘削工事について、民間の建築工事等に伴う自費工事や沿道掘削工事に関して、その工事内容や施工時期について協議・指導するとともに無断工事・不正工事の是正指導を行う。</p>